



消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて

総務課

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応すべく、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、各府省庁に対し、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、令和2年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正や手続のオンライン化を行うこととされており、昨年12月25日に、消防関連法令に規定されている各様式中の押印を不要とする改正規定が施行されました。

同日、この改正等を踏まえ、消防庁から各都道府県及び各指定都市に対し、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号。以下「次長通知」という。）を发出し、書面規制、押印、対面規制の見直しにおける留意事項を整理したところです。

以下、本稿では、次長通知の内容について紹介します。

2 押印を廃止する手続について

消防関係法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等（以下「申請書等」という。）のうち、消防関係法令の定める様式において、これまで押印を求めていたものについては、押印を不要としました。

また、消防庁から发出している通知の定める様式において、これまで押印を求めていたものについても、同様に押印を不要とすることとします。

なお、不要とした押印に代わり、申請者、届出者等の自署を求めることとするものではありません。

さらに、各地方公共団体の火災予防条例等の条例や規則で定める様式や、法令に基づかないが、各地方公共団体が独自に提出を求める様式（委任状を含む。）で、押印によらずとも真正性等を確認できるものについては、同様に取扱うことが適当であると考えます。

3 電子メール等による申請について

申請書等については、押印の廃止に伴い、電子メール、

電子申請システム等（以下「電子メール等」という。）による提出が可能となります。この場合において、必要があると認められるときは、電話等により所要の確認を行うこととします。

また、電子メール等による申請等を行う場合において、複数の申請で共通する添付ファイルについては重複して提出を求めないようにすることが適当であると考えます。

なお、申請等を受け付ける各地方公共団体等は、受付アドレスの整備等、電子メール等による受付体制の整備を行うとともに、電子メール等による申請等が可能である場合には、その旨を周知・広報することが適当であると考えます。

4 消防行政における手続のオンライン化について

今般、消防庁においても、消防行政における手続のオンライン化に向けた検討を進めているところであり、令和3年度までに申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することを予定しています。

これらを踏まえ、各地方公共団体においては、消防法令における申請・届出等のオンライン化を一層推進していただくとともに、今後実施予定である、オンライン化の実施状況を把握するための調査にご協力いただくようお願いしているところです。

5 おわりに

消防庁では、書面規制、押印、対面規制の見直しのための取組を進めてまいります。各地方公共団体や各消防本部等におかれましては、次長通知における留意事項を参考として、その運用に十分配慮されるとともに、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁総務課企画係 小守
TEL: 03-5253-7506